

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により、次のとおり専決処分する。

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 故 名 | 石垣市商工会1階污水配管破損事故 |
| 2 当 事 者 | 損害賠償請求者
石垣市浜崎町1丁目1番4号
石垣市商工会 会長 大瀨 達也 |
| 3 事故発生年月日 | 令和5年10月10日頃 |
| 4 事故発生場所 | 石垣市浜崎町1丁目1番4号 |
| 5 損 害 賠 償 額 | 494,065円 |
| 6 和 解 内 容 | 別紙「和解書」のとおり |

令和5年11月10日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

損害賠償請求について和解をし、及び損害賠償額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

和 解 書

1 修繕箇所

石垣市商工会 1階汚水配管修繕

2 当事者

甲 沖縄県石垣市字真栄里 6 7 2 番地

石 垣 市

乙 石垣市浜崎町 1 丁目 1 番 4 号

石垣市商工会 会長 大瀨 達也

3 工事の概要

令和 5 年 1 0 月 1 0 日頃から石垣市商工会汚水配管が詰り、トイレが使用出来ない状況となった。業者に修繕を依頼すると、汚水配管をガジュマルが破損し、汚水管内にガジュマルの根っこが入り込んでおり、それが詰りの原因であった。

そのガジュマルは、市民会館敷地内のガジュマルである事から、両者話合いの上修繕費用の半額相当分を支払うことにより下記条件で和解する。

条 件

甲は、乙に対して損害賠償費として、金 4 9 4, 0 6 5 円を負担する。

甲は、乙対し、令和 5 年 1 2 月末までに当該 4 9 4, 0 6 5 円を、乙が指定する銀行預金口座に振り込み方法により支払う。なお手数料は甲の負担とする。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

甲 沖縄県石垣市字真栄里 6 7 2 番地

石垣市長 中山 義隆

乙 沖縄県石垣市浜崎町 1 丁目 1 番地 4 号

石垣市商工会 会長 大瀨 達也